

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 3 月 3 日 (火)

議案質疑終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員

〔事務局〕下間局長、濱見次長

議 題

- 1 条例改正の提案の取組報告について（議員定数等議会活性化特別委員会） 資料 1
・浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

- 2 請願審査 資料 2

- (1) 請願第 83 号 本会議における自席発言の導入に関する請願について
- (2) 請願第 84 号 令和 7 年 12 月定例会議採択の議会運営委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について
- (3) 請願第 85 号 議会運営委員会の委員選任における会派人数要件の撤廃に関する請願について
- (4) 請願第 86 号 一般質問における議員間の発言順序の変更に関する請願について
- (5) 請願第 87 号 議会における公人・法人等の実名発言及び議会だより等への掲載の保障に関する請願について（議会運営委員会付託分）

- 3 陳情審査 資料 3

- (1) 陳情第 4 号 地方自治法第 2 条 14 項に基づく効率的な議会運営及び紹介議員の発言制限に関する陳情について

- 4 その他

浜田市議会議員政治倫理条例の改正の検討について（報告）

議員定数等議会活性化特別委員会
委員長 川神 裕司

議員定数等議会活性化特別委員会では、ハラスメント防止に関する取組の一環として、現行の「浜田市議会議員政治倫理条例」について、より実効性を高めるための見直し検討を開始しました。

については、「浜田市議会申し合わせ事項」の規定に基づき、次のとおり、現時点における検討の経緯、目的及び概要について、議会運営委員会に報告します。

1. 経緯

当特別委員会においてハラスメント防止に関する取組を議論する中で、現行の政治倫理条例が、SNS 等の利用における問題や多様化するハラスメント行為など、現代的な課題に十分対応できていないとの認識で一致しました。

こうした中、令和 8 年 1 月 20 日には全議員を対象とした「議員活動とハラスメントについて考える」と題する研修会が開催され、議員に求められる高い倫理観と人権意識の向上が改めて確認されました。さらに、令和 8 年 2 月 5 日付（総第 229 号）で浜田市長から、職員の働き方改革の推進及び庁舎管理への協力依頼があり、議会としても職員が健全な環境で職務に専念できるよう、ハラスメント防止に向けたより具体的な姿勢を示す必要があるとの結論に至りました。

2. 目的

議員一人ひとりが高い倫理観と責任を自覚し、市民の負託に応える議会活動を確保するとともに、市長から要請のあった職員の円滑な業務遂行を支え、健全な執務環境を確保するため、近年の社会情勢の変化に即した、より実効性のある政治倫理基準を定めることを目的とします。

3. 概要（改正の骨子）

現行条例の政治倫理基準（第 3 条）を中心に、主に以下の視点から条文の追加・修正を検討します。

- (1) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等、インターネットを利用した情報発信における責務と禁止行為の明確化
- (2) 市職員等の公正な職務執行を不当に妨げる行為に関する規定の強化
- (3) 議員個人が、市へ調査や要望に応えることの強要を禁止する規定の追加
- (4) その他、先進自治体を参考とした現代的な課題に対応するための規定の追加

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
83	本会議における自席発言の導入に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
議会運営委員会				
<p>【請願の趣旨】</p> <p>現在、浜田市議会の本会議において、議員が発言する際は演壇（センターの発言席）まで移動し、資料を広げて発言し、終了後に再び資料をまとめて自席に戻るといった運用がなされています。しかし、この移動や、演壇での資料の準備・撤収に要する時間は、一度の発言につき数十秒から数分を要しており、会期全体を通せば看過できない時間のロスとなっています。また、大量の資料を抱えて議場内を往復することは、議事進行の停滞を招くだけでなく、効率的な審議を妨げる要因ともなっています。</p> <p>昨今、多くの地方自治体では、議事進行の迅速化とデジタル化に伴い、移動の無駄を省き、手元の資料や端末を即座に参照できる「自席発言」の運用が主流となっています。本市議会においても、市民から託された貴重な審議時間をより有効に活用し、実質的な議論に集中できる環境を整えるため、自席発言の導入を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会議における議員の発言（質疑、一般質問、討論等）について、演壇への登壇を廃止または選択制とし、原則として自席からマイクを用いて発言する運用に改めること。 2. 自席発言の導入により削減された時間を、より深化させた政策議論や市民のための審議時間に充てること。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
84	令和7年12月定例会議採 択の議会運営委員会所管 請願に係る進捗状況報告 に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日	
議会運営委員				
<p>【請願の趣旨】 令和7年12月定例会議において、所管事務調査の適正な運用改善を求める請願（第65号）が採 択された。議会機能の強化と透明性向上を図るため、採択された改善策がどのように運用に反映 されているかを明らかにされる必要がある。</p> <p>【請願事項】 第65号請願に基づく、調査対象・目的の明確化及び情報共有体制の整備状況を報告すること。</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
85	議会運営委員会の委員選任における会派人数要件の撤廃に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
議会運営委員				

【請願の趣旨】

議会運営委員会は、議会の会期、議事日程、会議規則、あるいは議案の取り扱いなど、議会運営の根幹に関わる重要な事項を決定する場です。

しかしながら、現在の運用では一定以上の所属議員数を持つ会派にのみ委員の割り当てが限定されており、少数会派として出席できない状況にあります。議会は、多様な市民の負託を受けた議員によって構成される合議制の機関であり、たとえ少数の会派であっても、議会運営という共通のルール作りから排除されるべきではありません。現在の人数制限は、議会内の公平性を欠き、少数意見の反映を妨げる要因となっています。

「2名以上の会派」であれば、そのうち1名を委員として選任できるように制限を撤廃することは、議会運営の透明性を高め、より公正で民主的な合議形成を実現するために不可欠です。

つきましては、浜田市議会において、全ての会派が公平に議会運営に参画できるよう、下記の通り選任基準の改定を請願いたします。

【請願事項】

1. 議会運営委員会の委員選任において、所属議員が2名の会派であっても1名の委員を選出できるよう、人数制限を撤廃し、関係規定（委員会条例及び運用指針等）を見直すこと。
2. 少数会派であっても議会運営の意思決定プロセスに公平に参画できる体制を整えること。

請 願 文 書 表

受理番号	件名	請願者	紹介議員	受理年月日
86	一般質問における議員間の発言順序の変更に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8.2.10
付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果年月日	
議会運営委員				
【請願の趣旨】 <p>現在、浜田市議会の一般質問における発言順序は、事前の届出や抽選によって厳格に固定されており、原則として変更は認められていません。</p> <p>しかし、議会の会期中には、特定の政策課題について関連する質問が続くよう調整することで議論の連続性を高め、市民にとってより理解しやすい審議を実現できる場合があります。</p> <p>また、議員個人のやむを得ない事情や、質問内容の熟成度、当局との調整状況に応じ、発言順を前後させた方がより質の高い一問一答が可能となるケースも想定されます。</p> <p>議員同士が事前に了解し、合意に至っている場合に限り、例えば質問日の前日（あるいは一定の期日）までに届け出ることによって発言順序の入れ替え（チェンジ）を認める運用は、議事運営の柔軟性を高め、市民から預かった発言の機会を最大限に生かすことにつながります。</p> <p>つきましては、浜田市議会において、硬直的な運用を改め、より効果的な審議を行うため、下記の通り運用指針の見直しをお願いいたします。</p> 【請願事項】 <ol style="list-style-type: none">一般質問の順番確定後であっても、当該議員双方の了解がある場合には、発言順序の入れ替えを認める運用を導入すること。変更の手続きについては、例えば「質問初日の前日」など適切な期限を定め、議長への届け出をもって有効とする仕組みを構築すること。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
87	議会における公人・法人等の 実名発言及び議会だより 等への掲載の保障に関する 請願について (議会運営委員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 2. 10
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
議会運営委員				

【請願の趣旨】

議会は、行政の適正な執行を監視し、主権者である市民に対してその過程を明らかにする場である。そこにおける議論において、公務を遂行する公人（公務員・政治家等）や、行政と契約・補助等の関係にある法人の実名を挙げることは、事務の責任所在を明確にし、議論の具体性を確保するために不可欠な行為である。公的な職務遂行や公金の支出に関連する氏名・名称は、裁判例等においても「プライバシー」として保護されるべき対象とは解されず、むしろ情報の公開が優先されるべき性質のものである。しかしながら、現状の浜田市議会においては、議場での実名発言を制限し、さらには「議会だより」等の公式記録からもこれらの実名を削除・隠蔽しようとする動きが見受けられる。情報を匿名化・抽象化することは、市民にとって「誰が、どの組織が何をしたのか」を不明瞭にし、結果として議会への関心と信頼を削ぐものである。つきましては、浜田市議会において、隠し立てのない公明正大な議論を担保し、市民への正確な情報伝達を行うため、下記の通り請願する。

【請願事項】

1. 本会議及び委員会において、公的な職務や行政事務に関わる公人の実名及び法人の名称を発言することを不当に制限しないこと。
2. 「議会だより」や「議会中継」等の公式記録において、不当な編集や削除を行うことなく、発言内容の事実に基づいた正確な情報を市民に提供すること。
3. 個人の私生活に関するプライバシーと、公的職務に関する情報を明確に区別し、何ら法的根拠のないまま実名を秘匿する慣例や内規を見直すこと。

※請願事項 1、3 は議会運営委員会、2 は議会広報広聴委員会に付託

陳情番号	4
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

令和8年2月10日

浜田市議会議長 様

住 所 島根県浜田市弥栄町
氏 名 有田康夫

地方自治法第2条第14項に基づく効率的な議会運営及び紹介議員の発言制限に関する陳情について

【陳情の趣旨】

- 1 願意（議会に対して求めることを記入してください。）

【陳情の趣旨】 浜田市議会における委員会審議において、委員以外の議員（紹介議員等）の発言を委員の質疑に対する補足説明および委員との質疑応答の範囲に限定し、執行部に対する直接かつ無制限な質疑・意見表明を制限するよう、議会運営規則等の改正または運用基準の策定を求めます。

- 2 理由（陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入ください。）

【陳情の理由】 地方自治法第2条第14項の遵守義務 地方自治法第2条第14項は、地方公共団体に対し「最小の経費で最大の効果」を挙げる義務を課しています。議会運営においても、議員報酬や職員人件費という公費を投じている以上、審議時間の浪費は公金の不当な浪費と同義です。委員会制度の形骸化の防止 現在の委員会運営において、一部の紹介議員が担当委員以外の立場でありながら、時間制限なく執行部と直接やり取りを続ける行為は、専門審査を行うための委員会構成の趣旨を逸脱しています。これは、正規の委員会メンバーである議員の審議時間を奪い、議会運営の経済合理性を著しく欠くものです。公人の時間の最適化 膨大な請願（60件以上）に対し、同一の紹介議員が重複する事実確認や意見表明を繰り返すことは、執行部や他議員の貴重な時間を不当に占拠する行為です。議員としての責務があれば、一般質問で行う方法や事実確認等は委員会外で事前に行うべきであり、公的な審議の場では「補足説明」に限定することが、最小費用で最大効果を得るための適切な運用です。現在、私は「市民オンブズマンはまだ」の代表として、浜田市の不当な公金支出や法令違反を正すべく住民訴訟および住民監査請求を行っています。行政の不備を監視すべき議会そのものが、一部議員の権利濫用によって機能不全に陥り、公金を浪費することは、市民の利益を著しく損なう重大な問題であると断言します。以上の通り、効率的かつ公正な議会運営を実現するため、速やかな制度改善を強く求めます。

